

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部
企画・検疫課

目 次

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定等について

- (1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定……………1-1～1-3
- (2) 令和6年度感染症危機管理対応訓練……………1-4～1-7

2. 検疫について

- (1) 検疫法に基づく水際対策……………2-1～2-5
- (2) 入国時感染症ゲノムサーベイランス……………2-6
- (3) 新石垣空港等の検疫飛行場への指定……………2-7

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定等について【資料：1-1～1-7】

(1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定【資料 1-1～1-3】

- 感染症危機において、平時における準備や、感染症発生の中動期・対応期といったそれぞれの段階において、国、地方公共団体等が適切に行動できるようにするための指針として策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が全面改定された（令和6年7月2日閣議決定）。
- この改定は、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「内閣感染症危機管理統括庁」及び「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映したものである。
- 各自治体においては、感染症危機時に、政府行動計画に基づき適切な対応ができるよう、平時からの準備をお願いする。

(2) 令和6年度感染症危機管理対応訓練【資料 1-4～1-7】

- 令和6年度感染症危機管理対応訓練として、昨年11月29日（金）に「政府対策本部訓練」と「厚生労働省対策本部訓練」を開催した。
- これらの訓練は、海外で発生した新たな感染症が国内で確認された場合の中動対応を確認するため、内閣感染症危機管理統括庁において政府全体の対応方針等を決定する「政府対策本部訓練」を実施し、それに合わせて、厚生労働省において、省内の中動対応の準備状況を共有し、今後の対応方針を確認するために「厚生労働省対策本部訓練」を実施したものである。
- こうした訓練を通して、感染症危機に備えることが感染症対応の基本であり、各自治体においても、平時からの訓練の実施等により、感染症危機に備えていただくようお願いする。

2. 検疫について

(1) 検疫法に基づく水際対策【資料：2-1～2-5】

- 検疫所では、海港・空港において海外からの入国者等に対し検疫を実施しており、検疫感染症を疑う者を発見した場合には、検査等や検疫感染症の種類に応じた検疫措置を実施している。患者発見時や健康監視を実施する際には、都道府県等に対して通知や情報共有等を行うため、検疫所と連携し対応いただきたい。

- 感染症媒介動物への対策として、港湾・空港区域において媒介動物の調査を行うとともに、病原体を保有した媒介動物を発見した場合等には、関係自治体等にも情報を共有の上で、駆除等の措置を実施している。
- また、厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」において、海外の感染症情報の提供等を行っているため、適宜ご参照いただきたい。

※ 厚生労働省検疫所ホームページ（FORTH）

<https://www.forth.go.jp/index.html>

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時から検疫所長が医療機関の管理者と協議し、隔離・停留措置の実施のための病床確保に係る協定を締結する旨の規定が設けられた（検疫法（昭和26年法律第201号）第23条の4）。また、検疫所長は、協定（一類感染症に係る入院の委託に関するものを除く。）を締結しようとするときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に意見を聴取することとともに、協定を締結した際には、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対してその旨を通知することとされている。令和6年4月1日から都道府県にも御協力をいただき協定の締結を進めているところであるが、検疫所と医療機関の協定の締結においては引き続き御協力いただきたい。
- 一類感染症や新型インフルエンザ等の発生等に備え、全国の検疫所において平時から検疫措置訓練を実施しているところである。これまで都道府県や保健所等には検疫所の訓練に参加いただいているところであるが、引き続き、訓練への参加も含めて検疫所との連携をお願いしたい。

（2）入国時感染症ゲノムサーベイランス【資料：2-6】

- 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更になり、検疫法に基づく検査等の対象から外れたものの、海外から流入が懸念される呼吸器感染症等の病原体について、引き続き警戒が必要であることから、同日以降、入国時感染症ゲノムサーベイランスを開始した。
- 5空港（成田、羽田、中部、関西、福岡）において、発熱等の症状がある入国者のうちご協力いただける方を対象に検体を採取し、主な呼吸器感染症の網羅的PCR検査、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスのゲノム解析を実施している。
- 本サーベイランスの結果については、厚生労働省ホームページに随時掲載しているので、適宜ご参照いただきたい。

※ 厚生労働省ホームページ（水際対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（3）新石垣空港の検疫飛行場への指定【資料：2-7】

- 検疫法施行令（昭和 26 年政令第 377 号）の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日より新石垣空港が新たに検疫飛行場に指定されることになっている。特に近隣の関係自治体の皆様におかれては御了知の上、適宜連携いただくようお願いする。